平成２２年（フ）第３３１１号
名古屋市北区平手町２丁目76番地　大野荘12号
債務者　武藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４５号
堺市堺区中安井町１丁４番１―1011号、前住所大阪市東淀川区上新庄３丁目２番10号
債務者　Ｈａｉｒ　ｆｏｒ　Ｒａｖｉｒこと　川添　尚文
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４６号
大阪府柏原市大県４丁目３番34号
債務者　村上　佳代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６５５号
堺市北区長曽根町3023番地６　ラ・ヴァンス216号
債務者　杉浦　和佳
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６５９号
大阪府高石市東羽衣６丁目17番35号
債務者　八木美智江（旧姓清岡）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９５号
堺市西区下田町23―30　レオパレスレグルス津久野103、登録原票上の住所大阪市都島区内代町３丁目９番17号
債務者　大島承一こと　鄭　　承一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２１号
大阪府南河内郡太子町大字太子23番地の８、前住所大阪府南河内郡河南町鈴美台１丁目１番８号
債務者　Ａｎｄｙこと　奥　　博章
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２７号
大阪府河内長野市長野町６番10―507号、前住所大阪府富田林市喜志町２丁目10番37号106
債務者　田村　優樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
堺市堺区出島町１丁３番30号　エミールハイツ２号
債務者　相原こと　金　　美可（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
岡山県倉敷市新田2424番地１　ペアシティ405号
債務者　安達　　満
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
岡山県倉敷市連島町西之浦560番地85グランモット201号
債務者　横畑　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
岡山県倉敷市中畝８丁目12番５号
債務者　大形加代子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
盛岡市本町通２丁目９番31―502号
債務者　小坂志保子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８８号
福島県大沼郡会津美里町穂馬字滝ノ原甲450番地
債務者　遠藤　正一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
群馬県高崎市上里見町234番地６
債務者　小澤　政雄
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１９０６号
さいたま市南区松本１丁目３番10号
債務者　橘　　純一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係